

みんな大事なひとり

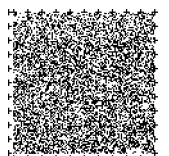
市民と人権2017

その考えを
その行動
愛する人にも
出来るか

広島市人権啓発ポスター（平成29年度） 協力：広島県立安西高等学校

特集1 発達障害と向き合う
～親の気持ちと支援のあり方～P1～P2

特集2 LGBTへの理解を深める.....P3～P4
様々な人権課題P5～P6
各種相談窓口.....P7



発達障害と向き合う ～親の気持ちと

人権啓発市民講座 講演要旨

開催日：平成29年2月24日

発達障害のある人たちは、その行動や態度が誤解され、周囲の人たちとのコミュニケーションがうまくいかないことが少なくありません。今回の講座では、発達障害のある人たちが社会の中で自立して生活していくために、私たちができる支援とは何かを考えました。

発達障害は一部の人の話ではない

人にはそれぞれ、読み、書き、計算する力やコミュニケーション力、感情をコントロールする力、相手の気持ちを察知する力などにおいて凹凸があります。つまり、得意・不得意があるわけです。そういった「実態」を踏まえた支援が重要なのです。

ですから、発達障害は一部の人の話ではなく、ご家族、お友達、近所の人、上司や部下など身近にいる人の話であり、どんな人でも、人が人として成長し、日常生活、社会生活を営んで行くためには、適切な支援が必要なのです。



人間は学習する力を持っている

では、人の「実態」はどうやって掴み、適切に支援すればいいのでしょうか。

まず、人間は常に「学習」します。学校で勉強したり、講演会に行って勉強したりすることだけが「学習」ではありません。日常生活の様々な場面で人間は常に「情報を取り入れ、行動に移す」学習活動を行います。つまり人間は「学習」する力を持っています。

ただ、この「学習」する力が人によって違うという「実態」があります。

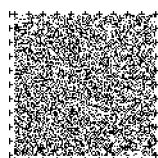
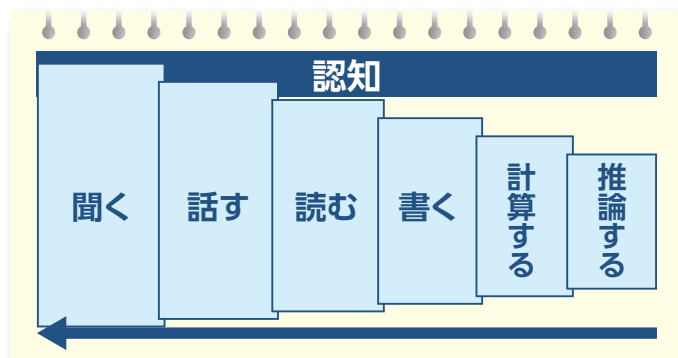
この「実態」に応じて、学校であれば、児童・生徒を教育し、職場であれば上司は部下の「実態」に対応すればいいわけです。

学習する力で重要なのは「聞く」力

では、人間はどういう力を使って「学習」するかというと、私たち専門家は「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の6つに整理し、これらを「認知」と呼んでいます。この中で最も基本的で重要なのが「聞く」力です。

では、「聞く」力の正体とは何か、実は「記憶」です。一般的に「記憶」というと、「見ながら覚える」「書いて覚える」「聞いて覚える」ことを連想しますが、特に重要なのは「聞いて覚える」「聴覚的記憶」と言われるもので、それも「今聞いたことを今覚えておく」、例えば指示されたことを正確に出来る。これを「聴覚的短期記憶」といいますが、この力が弱いと、話しかけたり、何かお願いをしてもぼーっとしていたり、いつもイライラしたり暴力的な感じになる人が多いようです。

ただ、発達障害がない人でも、この「聴覚的短期記憶」は40歳代を境に急激に低下します。ですから発達の課題というのは、歳をとれば誰でも経験できます。



支援のあり方～

講師：竹内吉和さん

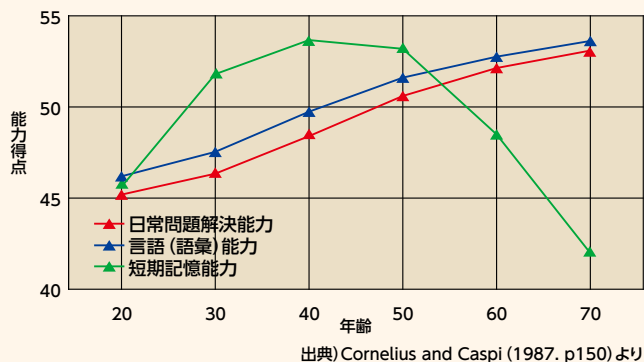
竹内発達支援コーポレーション代表、
小田原短期大学保育学科（教育心理学・特別支援教育学）
専任講師、特別支援教育士スーパーバイザー



早期発見・早期対応が重要

発達に問題のある人は生まれつき「聴覚的短期記憶」に問題があるため、うまくいった経験がありません。多くの親、学校の先生、同級生たちにこの知識は少ないので、「聞く」力が弱いという「実態」を把握出来ません。そうすると事あるごとに怒られる。怒られ続けるとその子の元気が奪われます。そのまま過ごしてしまうと、10歳を境に逆に「反社会性」と言う形で攻撃されます。親や学校の先生に対する乱暴な言葉遣いからはじまり、やがて暴力と言う形に変わっていきます。人はいきなり学校の校舎の窓ガラスを割ったり、盗んだバイクを乗り回すわけではありません。そこに至る過程があるのです。ですから早期発見・早期対応、特に幼児期の子どもに対する特別支援教育に力を入れるべきなのです。

認知能力の年齢による変化



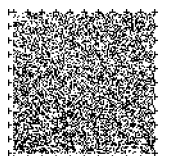
褒めて「自立」を促す

人に何かを伝えようとするときに一番効果があるのは同じことを繰り返し伝える、例えば歯磨きしない子どもに歯磨きさせたいのであれば、「歯磨きしなさい」と言う言葉を怒らず繰り返し伝える。子どもはいろんな言い訳や口答えをしますが、それでも「歯磨きしなさい」と伝え続ける。そして出来るようになったらすかさず褒める。褒め続けられれば、そのうち何も言わなくても自分から歯磨きするようになります。これを「自立」と言います。これは大人も子どもも関係なく通じることです。「支援」とは人を動かすことではありません。「支援」の本質は「自立」を目指すものです。



人間の「優しさ」とは知識と技術

人間の優しさとは気持ちとか心だけではなく、知識と技術が必要です。例えば「聴覚的短期記憶」という知識があれば、同じ事を何回言っても否定はしない。子どもが言う事を聞かないように見えても繰り返し何度も言うという技術を駆使していく。それが人間の優しさではないかと思っています。



LGBTへの理解を深める 人権啓発講座(企業向け)講演要旨

開催日：平成29年3月3日

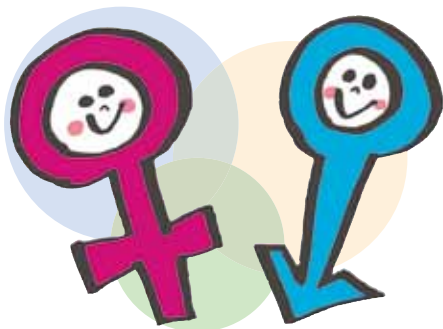
厚生労働省が示す「セクハラ指針」が改正(平成29年1月施行)され、職場での性的マイノリティの方々への差別的な言動はセクシュアルハラスメントであると明確化されています。

性的マイノリティへの偏見や差別をなくし、働きやすい職場環境をつくるために、企業はどのように取り組んだらよいのでしょうか。性的マイノリティについて、基本的なことを学びました。

「性的マイノリティ」とは

性別は「男性、女性」の2つと考えがちですが、本当は多様です。性には外見上判断できるいわゆる「生物学的性(体の性)」と、性の自己認識、性役割、性的指向などの「社会的性」があるといわれています。多くの人はこれらが一致するので、意識することは少ないのですが、一致しない人もいます。例えば自分の「体の性」に違和感を持つ人、恋愛対象が同性の人、自分の「体の性」にこだわらない生き方をする人などです。「体の性」に強い違和感を持つ性同一性障害の当事者の中には、高額な治療費を払って手術に踏み切る人もいます。

こうした人々は学校生活、進学、就職など社会生活で様々な困難(いじめ、ハラスメントなど)にさらされ、その精神的負担から、最悪の場合、自殺に至るケースもあります。



「性的マイノリティ」の人の割合

大手広告代理店や労働組合の調査では、調査対象者の大体8%くらい、すなわち約13人に1人が性的マイノリティであると報告されています。13人に1人という左利きの人や血液型がAB型の人と同じくらいの比率とされています。

ただ、誰にも相談できずに苦しんでいるケースが多く、可視化されにくい傾向があります。



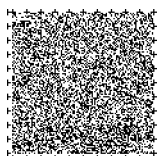
「性的マイノリティ」の人たちが困っていること

【トランスジェンダー(性同一性障害)の場合】

- 身体的特徴
ひげが生えることが嫌。
自分の声の特徴が嫌。
- トイレ、更衣室
学校や会社で自分の「心の性」にあったトイレ、更衣室を使うことができない
- 進学・就職
入学願書や履歴書の性別欄に記入しにくい。
- 服装
制服、通勤のときの服装を強制される。

【主に同性愛者の場合】

- 結婚
「同性婚」が法律上認められていない。
会社で同性パートナーを配偶者として認められない。



講師：中塚幹也さん

岡山大学大学院保健学研究科 教授
岡山大学ジェンダークリニック 医師
GID(性同一性障害)学会 理事長



理解促進に向けて

近年、性的マイノリティ当事者たちによる権利獲得にむけての活動や、一部の著名人による自身の性自認や性指向公表などの結果、認知度は少しずつですが高まりつつあります。ただ、重要なのは性的マイノリティ当事者たちが、他の人々と同様に就業でき社会生活を送ることができる環境が整っているかどうかです。

現在のところ、性同一性障害当事者に関しては法的にも一定の条件を満たせば戸籍上の性別変更を認める法律が成立しています。また、同性愛の当事者に関しても一部の自治体では「同性パートナーシップ制度」を導入する動きもあります。

今後も学校、会社等で地道に理解促進に向けた啓発が必要だと思います。とりわけ10年先、20年先、社会の担い手となる若い年代に向けた学校での教育は重要だと考えます。



カミングアウトとアウティング

カミングアウトとは自分の意思で、自分が信頼できると思う人に告白することです。これとは異なりアウティングといって、本人の許可なく他の人に言いふらすことも見られます。学校や職場の中では、ラインなどのSNSで広めるような事態も起こっています。誰か他の人の理解を得た方がよいと考えた場合でも、他の人に伝える前に本人の了承が必要です。

性的マイノリティの人々の幸せについて

性的マイノリティの当事者の幸せとは何かというと、何も特別なことではありません。普通に学校に行き、仕事をし、希望があれば結婚して家庭を築き、子どもを持つこと。ただそれだけなのです。

トランスジェンダーや同性愛の当事者のカップルには子どもはいないと思っている人がいますが、実際には精子や卵子の提供、代理出産や養子縁組などの方法で子どもを授かる当事者もいます。

性のあり方も含め、人の多様性を正しく理解すること、また、誰もがお互いの価値観を認め合い、必要とされれば支援することは、自分自身を含めたすべての人が生きやすい社会の実現のために重要です。

「LGBT」と「SOGI」

性的マイノリティの人々は「LGBT」とも呼ばれます。

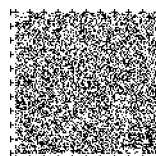
L：女性同性愛者 (Lesbian: レズビアン)

G：男性同性愛者 (Gay: ゲイ)

B：両性愛者 (Bisexual: バイセクシャル)

T：出生時に社会的に割り当てられた性別 (通常: 身体の性) と自分自身が認識する性別 (心の性) が一致しない人 (Transgender: トランスジェンダー)

また、全ての人を含む言葉として「SOGI」(「Sexual Orientation (性的指向) and Gender Identity (性自認)」の略語) という表現を使うこともあります。性的指向や性自認のグラデーションの中で、誰もがどこかに位置づけられます。



様々な人権課題

インターネットと人権

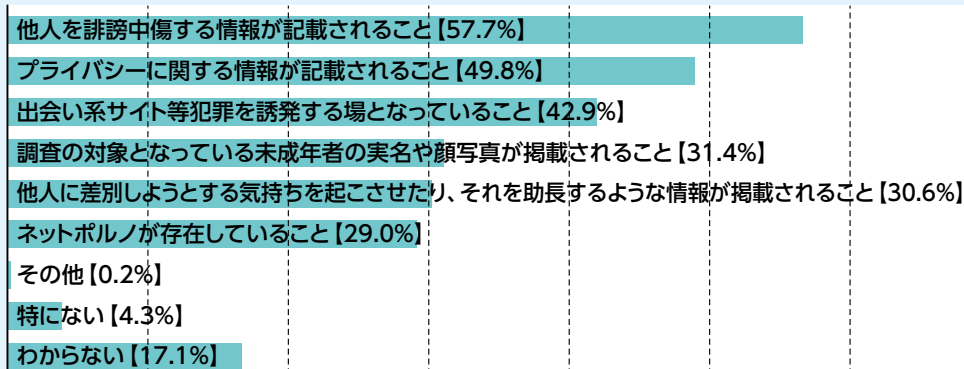
インターネットは今日の私たちの生活を豊かにしてくれる大変便利なものですが、匿名性の高いものであることから、ネットいじめや個人情報の無断掲載、いわれなき差別的表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

インターネットを利用する人は、ネットの向こう側にも人間がいることを忘れずに、人権に関する正しい理解を持って利用することが必要です。

もし、インターネット上に自分の名誉が傷つけられたりプライバシーを侵害されたりする内容が掲載されるなど、実際に被害にあった場合には、1人で悩まず、法務省が設けている相談窓口（裏面参照：みんなの人権110番）を利用しましょう。

また、犯罪に巻き込まれそうな場合は、迷わず警察に相談しましょう。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



法務省ホームページより抜粋

同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

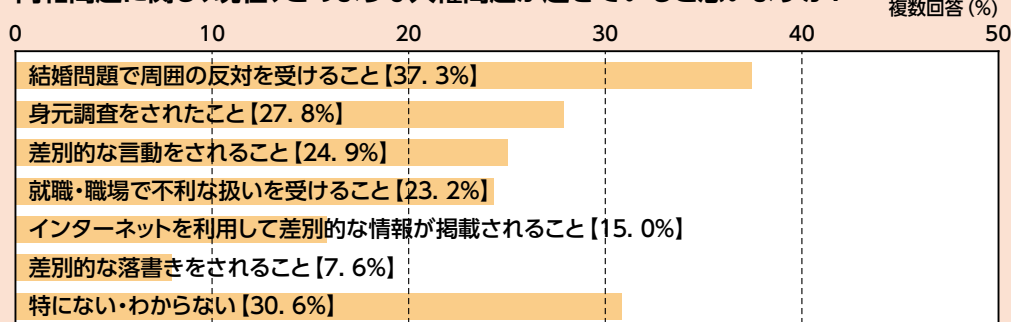
この問題の解決のため、昭和44年以来、特別措置法に基づき、地域改善対策を行った結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかし、結婚における差別、差別発言、差別落書き、インターネット上で不当な差別的取り扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。

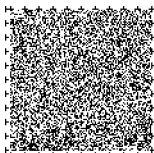
こうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。このような状況の中、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人ひとりが、周りに合わせて態度を決めるのではなく、同和問題を理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から 同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



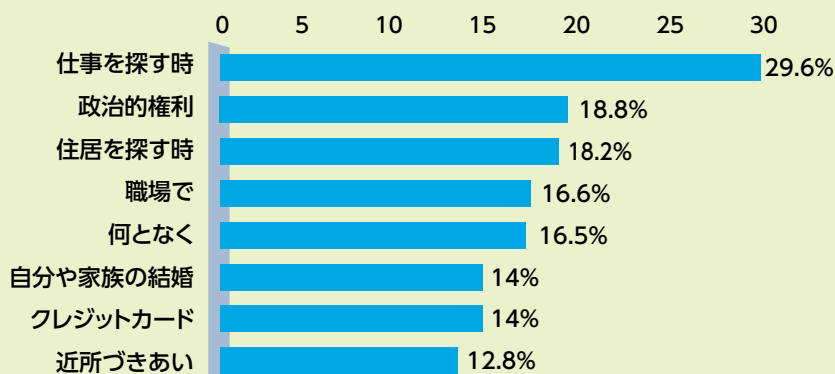
法務省ホームページより抜粋



外国人の人権

平成28年6月末現在の法務省統計によると、約230万人の外国人の方が日本で暮らしています。
広島市では、平成29年3月末現在、約1万7千人の外国人が生活しています。

差別を感じる主な場面（複数回答：%）



広島市外国人市民生活・意識実態調査報告書（平成25年3月発行）から抜粋



ポスター「ヘイトスピーチ許さない」

こうした中、国籍や民族、生活習慣などの違いから、様々な問題が発生しています。たとえば以下のような事態が生じています。

- ①外国人であることを理由に、仕事に対する賃金の違いがある。
- ②アパートやマンションへの入居を断られる。
- ③特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が公然と行われる。

一人ひとりが健康で幸せに暮らしていくためには、国籍や民族、生活習慣などの異なる人々が、互いに文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、共に生きていこうとする多文化共生のころををはぐくむ必要があります。

他の人権課題

このほか、法務省では、以下の項目についても「啓発活動強調事項」として定め、問題の解決に向け取り組むこととされています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



各種相談窓口

広島市の主な相談窓口

広島市では、市民の皆さんからのいろいろな相談に対応するために各種相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

●子育て・虐待などに関する相談

相談機関名	相談時間	電話・Fax
児童相談所 (東区光町二丁目15-55)	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日、祝日、8月6日、年末年始を除く) ※虐待に関する通報、相談は24時間対応	☎082-263-0694 Fax082-263-0705
青少年総合相談センター (中区国泰寺町一丁目4-15)	・青少年相談 月～土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日、8月6日、年末年始を除く)	☎082-242-2117
	・いじめ110番 「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どものSOS」に関する相談 24時間対応	☎082-242-2110
	・障害のある子どもについての就学・教育相談 月～金曜日 9:00～17:00 (土・日、祝日、8月6日、年末年始を除く)	☎082-504-2197 ☎082-264-0422
	・少年サポートセンターひろしま 少年の非行問題全般、少年犯罪に関する相談 月～金曜日10:00～17:00 (土・日、祝日、8月6日、年末年始を除く)	☎082-242-7867

●広島市障害者虐待通報ダイヤル

☎082-542-5300 (Fax082-542-5311) 24時間電話対応 E-mailによる相談: sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

●障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者110番」

相談機関名	相談時間	電話・Fax
社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会 (西区打越町17-27)	月～金曜日 9:00～17:00	☎082-537-1777

●外国人市民のための生活相談及び情報提供

相談機関名	相談時間	電話・Fax
広島市外国人市民の生活相談コーナー (中区中島町1-5) ※広島国際会議場国際交流ラウンジ	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始、8月6日は除く)	☎082-241-5010 Fax082-242-7452

人権全般に関する相談はこちらへ

●人権全般 (市民相談) 人権擁護委員会による人権相談 ※相談は予約制です。

相談場所	相談日	電話番号	相談場所	相談日	電話番号
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2453 (直通)	安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925 (直通)
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703 (直通)	安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903 (直通)
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933 (直通)	安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903 (直通)
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925 (直通)	佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706 (直通)

●全国の法務局・地方法務局が開設している相談窓口

いじめ、セクハラ、差別、配偶者やパートナーからの暴力などの悩みごとなど、日々の暮らしの中で起こる様々な問題について相談を受け付けています。

みんなの人権110番

 **0570-003-110**

※IP電話からは接続できません。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

女性の人権110番

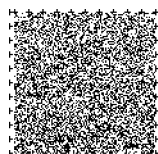
 **0570-070-810**

※IP電話からは接続できません。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

子どもの人権110番

 **0120-007-110**

※PHS・一部のIP電話からはご利用できない場合があります。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分



広島市市民局人権啓発部人権啓発課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL082-504-2165 FAX082-504-2609 E-mail : jinken@city.hiroshima.lg.jp

(この冊子は法務省委託事業で制作しております)

登録番号/広G9-2017-318
発行年月日/平成29年(2017年)12月発行